

# 42万人の待機者と 相部屋の是非

介護保険の改定へ、またひとつ争点が浮上した。施設で再び「相部屋」を認めるかどうか、という難問だ。

## 「夏の陣」はクーラー戦争から

特別養護老人ホームでは夏場に「クーラー戦争」が始まる。風の向きで涼しさは異なり、「暑い。ベッドの位置を換えて」などと入居者は訴える。4人部屋では同室者のテレビ・ラジオの音、寝言、いびき、おむつ交換の臭いが気になる。集団ケアが基本で起床・食事・就寝は一定の時間に縛られ、個々人の都合は軽視されがちになる。

政府・厚労省は、相部屋の解消・個室ユニット型(新型特養)の普及へ向

け、2014年度には特養ホームは総数の70%、老人保健施設、介護保険適用の療養型病床を含め3施設平均で50%以上を目標に掲げている(表参照)。

個室ユニット型は、1人当たり13.3㎡(約8畳)に加え、10人前後で共用の居間・台所もある。このハード面だけでなく、職員たちは個々人の心身状態や生活習慣に応じた「個別ケア」に心がける。

## 「やっと人間に戻れた」

個室ユニットと個別ケアが入居者の暮らしをいかに変えるか、さまざまな事例がある。たとえば1975年の創設時、8人部屋からスタートした新

潟県南魚沼市浦佐の「八色園」で聞いた実践例は目覚ましかった。

当時86歳のおばあちゃんは脳梗塞で右上肢が麻痺して座れない、立てない。理学療法士、介護士らの指導でリハビリを重ね、おむつからポータブルトイレ、さらにトイレで用を足せるようになつて普通のパンツを履けた時、「人間になつた」とつぶやいた。

担当の介護士は「ノックなしで個室に入ると嫌がられます。ノックをして訪問する緊張感がすべてのケアに必要な姿勢だ」と語ってくれた。

やっと先進国レベルのケア体制へ近づく取り組みのだが、大都市部を中心に相部屋復活の動きが開始した。

## 「地域主権一括法」で後退か

特別養護老人ホームの入居者定員とほぼ同数の約42万人もの待機者がいる。大都市部を中心に対策に追

われている。個室ユニット型では介護保険の利用料1割にホテルコスト（部屋代や食費）を加え自己負担は通常月額13〜14万円かかる。低所得者には補助（介護保険からの補足給付）が出るものの、経済的にためらう利用者も少なくない。相部屋と個室ユニット型の混合型（03年以降の新設）

表 特別養護老人ホームと老人保健施設でのユニットケア普及状況

特養 ホーム	総数・定員	ユニット型	
	6015 施設 42万2703人	1630 施設 8万9571人 (うち一部ユニット型 566 施設・17012人)	27.1% (施設比) 21.2% (定員比)
老健 施設	総数・定員	ユニット型	
	3500 施設 31万9052人	286 施設 1万3423人 (うち一部ユニット型 192 施設・5848人)	8.2% (施設比) 4.2% (定員比)

※08年介護サービス施設・事業所調査から抜粋(08年10月1日時点)

にはユニット型対象の高い介護報酬は認められないのだが、各地で違反ケースも発覚した。

こんな事情を背景に「関東知事会」は混合型の新設・増設を進める方針で合意した、という。東京都もその方向で待機者解消を図ろうとしている。

現在は国の設置基準があるものの、民主党政権は、この秋「地域主権一括法案」を国会へ提出する。同案では特養ホームの居室定員等は都道府県の判断にゆだねる「参酌基準」にされる予定。つまり最低基準の1人当り10・65㎡(約6畳)を守れば、4人部屋も混合型も可能になるわけだ。

### 「シビルミニマム」は死語か

市民団体や有識者らは6月27日、都内で「雑居部屋を許さない緊急集会」を開いた。

『低所得者には雑居部屋でよいのだ』というダブルスタンダードが地方分権の名のもとに行われるのを見過ごすことはできません。一部の自治体の都合で時計の針を逆行させることは許されません』などと緊急ア

ピールを採択した。1ユニットの定員増で建設費を抑える方策や低所得者に独自の居住費助成を行う横浜市の事例など、ユニットケア普及・維持の工夫も紹介された。

確かに空き部屋待ちの長蛇の列が続く現状を放置はできない。介護と医療の連携で施設に頼らず自宅や自宅に近い住まいで暮らせる環境・条件づくりも遅々として進まない。生活保護を受ける高齢者は行き場がなく、劣悪な共同宿泊所で焼死する事件も起きた。

混合型で急場をしのごうという自治体の苦境も分かる。

しかし、それが「地域主権」であるのか。国は「ナショナルミニマム」を定め、自治体は、地域のニーズを汲み上げながら、いわゆる「シビルミニマム」を築いていく。その取り組みはレベルを下げたり、安易に流れたりすることではないはずだ。

■宮武 剛(みやたけこう)

早稲田大学政経学部卒。毎日新聞社論説副委員長、埼玉県立大学教授を経て、現在「目白」大学教授。近刊に『現代の社会福祉 1000の論点』(監修・共著、全国社会福祉協議会刊)。